

令和5年7月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年7月19日(水) 13:45～14:20

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(19名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 菊島 博文
3番 横内 知恵美
4番 保坂 耕
5番 小澤 和茂
6番 保阪 幸彦
7番 上野 公
8番 古屋 一光
9番 河西 孝雄
10番 佐藤 安茂
11番 小澤 辰雄
12番 小田切 悦男
13番 久保田 豊一
14番 矢崎 良夫
15番 野田 源一郎
16番 小澤 洋行
17番 堀川 茂憲
18番 浅川 節子
19番 新奥 長生

農地利用最適化推進委員

20番 向山 清彦
21番 石川 豊(欠席)
22番 横森 隆次
23番 横森 孝徳
24番 小泉 泰夫
25番 田中 武久(欠席)
26番 石合 榮之
27番 山本 弘行
28番 加賀爪 悦夫
29番 駒井 正一
30番 笹本 勝造(欠席)
31番 切刀 茂樹
32番 土橋 明
33番 堀川 喜美雄

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	7件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	5件
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の承認について	6件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について	2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：結城 正剛

事務局次長：早川 洋

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和5年7月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中19名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、3番 横内 知恵美 委員、4番 保坂 耕 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	7件	8,185.33 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	2件	11.31 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	5件	3,990.67 m ²
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の承認について	6件	39,329 m ²
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について	2件	27,474 m ²
合計		22件	78,990.31 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、7月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局 小屋が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが6件、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定が1件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保郷地、営農型太陽光発電施設設置のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割穂並他、営農型太陽光発電施設設置のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：横森（孝）委員

申請番号2番：堀川（喜）委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（意見・質問なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番・2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は5件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石勝岡、個人住宅建設のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は若宮三丁目、個人住宅建設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保南原他、工場建設に伴う資材置場等建設のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は清哲町青木上北原、資材置場建設のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割鎌倉、営農型太陽光発電施設（支柱）建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：菊島委員

申請番号2番：保坂（幸）委員

申請番号3番：横森（隆）委員

申請番号4番：加賀爪委員

申請番号5番：久保田委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については6件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：さつまいも、期間：13年11ヶ月、再配分の新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：さつまいも、期間：13年11ヶ月、再配分の新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：ぶどう、期間：10年4ヶ月、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年4ヶ月、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：3年4ヶ月、再設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：3年4ヶ月、再設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号についてご説明いたします。「農地法第18条第6項の規定による通知について」が2件です。議案集の12ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保南原他、合意解約の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保横道上他、合意解約の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

加賀爪委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和5年7月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美